

しむのである。

右に就ては社長と会見して結局定められたわけであるが社長は此の仕度支拂方法を知らなかったため職工の苦しみか有か、了解出来なかった事であった。了解して見たら余り馬鹿が仕銀の支拂方法であったことには驚きがあった。

覚書を取る(廿七日)

- 一 廿七日午後四時頃 社長より前々條に就いての覚書を取った。
- 一 後日何人が煽動者であらうとも解雇せざることを覚書を取った。

出勤時間の改正問題

- 一 七時を過ぎる出勤問題は猶多しのこと
- 一 拾分も超過したものは事務局長をして此の旨職工に傳へしめ職長の意見により入場の拒否を定むること。(平等に決定す)

二月二十三日 四名解雇す。

二月二十四日 十名 不熟職工 等 出勤す。

二月二十五日

二月二十六日

二月二十七日(日曜日) 全部の解雇を告ぐ